特別支援学校・地域等連携推進事業

根拠

○改正学校教育法71条の3（平成19年4月1日施行）
特別支援学校においては、幼稚園、小・中・高等学校等の要請に応じて、障害のある児童、生徒又は幼児の教育に関し、必要な助言又は援助を行う努力義務がある。

○特別支援教育の推進について 文部科学省初等中等教育局長通知
これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

医療
医師・医療機関・保健所等
↔ 連携

福祉
児童相談所・福祉施設等
↔ 連携

特別支援学校

地域支援センター
（地域支援コーディネーター：専任）
連携推進会議事務局
相談支援チームの組織・運営調整

↔ 連携
労働
労働局・企業等

特別支援連携推進会議	地域の医療・福祉・労働等関係機関が障害のある子どもに対する支援を充実するため連携体制の運営方針を協議
相談支援チーム	関係機関と連携し、専門性のあるメンバーからなるチームを組織
教育相談	相談支援チームを活用し、障害のある子どもに対する望ましい教育的対応について、電話・来校・巡回により助言・援助

（障害に関する知識・学校生活での接し方等）　支援　（家庭における接し方　等）

助言・援助を生かし学校で支援

コミュニケーション障害等による悩み等

幼稚園・小・中・高等学校等　　本人、保護者、担任等

研修支援	校内研修等への講師派遣、教材・教具の貸し出し、施設設備の提供等 学校に対して、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」作成を積極的に支援
啓発広報	公開講座等の企画運営、地域支援センターの積極的広報

◆障害のある幼児児童生徒が地域において豊かに学び、生活するために、特別支援学校が地域の医療・保健・福祉・労働といった関係機関等と連携して地域の幼稚園、小・中・高等学校及び本人・保護者へのサポートを行う。